

監査公表第 5 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 6 年 7 月 16 日

新城市監査委員 夏 目 道 弘
新城市監査委員 中 西 宏 彰

第 1 監査種別
定例監査・行政監査

第 2 監査の対象
消防本部
消防総務課、予防課、消防署

第 3 監査に当たった監査委員
夏目道弘、中西宏彰

第 4 監査の期間
令和 6 年 5 月 2 日～令和 6 年 7 月 9 日

第 5 監査の方法
令和 6 年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る令和 5 年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、各署所の現地査察を実施した。

第 6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね 3 か月を目処に通知されたい。

消防本部

消防本部においては、書類等よく整理されており、今後もこれを維持されたい。

【消防総務課】

意見

- 1 職員の人材育成については、消防職員に求められる職務が変化している。時代に合わせた人材育成に取り組まれない。
- 2 消防水利（防火水槽）の耐震化について整備が進められている。土地所有者との契約が長期にわたるので、相続等により土地所有者が替わることから、定期的に契約の更新を行い、整備に支障が無いようにされたい。

【予防課】

意見

- 1 防火対象物については、令和6年度中に把握を終え、令和7年度から定期査察を行っていくとのことであるが、膨大な件数であり、体制を含めて計画的な事務執行に努められたい。

【消防署】

意見

- 1 消防署は大変広い区域を管轄しており、署所間が連携して救急や火災に対応していくことが求められる。高齢化や道路整備の進展など取り巻く環境は変化しており、状況に合わせた適確な対応に努められたい。
- 2 能登半島地震では、新城市からも緊急援助隊を派遣し、救助活動または支援活動に従事されている。本市でもいつ何時大きな自然災害が発生するとも限らないので、現場での経験を生かして、対応の準備を進められたい。